

第5 経理の状況

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、通則法、機構法、省令、その他の環境大臣の承認を受けて定めた当機構の財務及び会計に関する適用又は準用される法令、業務方法書及び会計規程に準拠して作成されます。

2. 当機構の財務について

(1) 経理の特徴

当機構では、機構法第12条及び同法附則第7条の規定に基づき、以下に係る業務を区分して経理しています。

- ①公害健康被害補償予防業務勘定
- ②石綿健康被害救済業務勘定
- ③基金勘定
- ④承継勘定

(2) 財務諸表の作成

- ①当機構は、通則法第38条第1項により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他環境省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に環境大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。
- ②当機構は、通則法第39条により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第40条により、会計監査人は、環境大臣が選任することとされています。
- ③当機構は、通則法第38条第4項により、上記の規定による環境大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、環境省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

(3) 利益及び損失の処理

- ①当機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、通則法第44条第1項若しくは第3項の積立金として整理しなければならない（ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。）とされています。
- ②当機構は、通則法第44条第2項により、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、通則法第44条第1項による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないとされています。

(4) 積立金の処分

当機構は、前中期目標期間（平成16年4月1日から平成21年3月31日まで）の最終事業年度において通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、機構法第13条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第5条第1項の規定に基づき、主務大臣の承認を受けた金額について、第二期中期目標期間（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）の業務の財源に充てることができるとされています。

(5) 連結財務諸表について

子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

3. 監査証明について

- (1) 当機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定の適用がないため、同法に基づく監査証明は受けておりません。
- (2) 通則法第38条第2項により、監事及び会計監査人の意見を付さなければならないとされています。

4. 財務諸表等について

以下、当機構における平成22年度及び平成21年度財務諸表等を掲載しています。

(参考) 民間の会計基準と比較した場合の主な特徴は以下のとおりです。

区分	独立行政法人会計基準等	民間の会計基準(※)
①退職給付引当金	民間会計基準と同じ。	「退職給付に係る会計基準」、「同注解」及び「退職給付会計に関する実務指針」に基づく会計処理による。
②賞与引当金	民間会計基準と同じ。	翌事業年度に支給される賞与であって、当期の勤務に係る部分について計上する。
③法令に基づく引当金等	「主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく会計処理を定めることも排除するものではない。」とされています。	将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する。
④特定の償却資産の減価に係る会計処理	当機構が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額している。	償却資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上する。

(※) 「民間の会計基準」は、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会による「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月19日)において示された企業会計の最新の基準です。